# 一対象の設定、問題意識

本稿は、日本本土とは特異な歴史的背景を持つ沖縄という地域の近代法制度への包摂、その社会的な影響、そして社会の側の対応を、すなわち沖縄社会における近代化のプロセスを記述し、分析することを目的とする。ここで「沖縄社会」という言葉は、主として沖縄の農村社会を指している。

本稿における分析の対象時期は、主として琉球・沖縄史において「近代沖縄」と呼ばれる時代である。本論において詳しく検討するが、「近代沖縄」の幕開けは、日本本土における明治維新以降のドラスティックな展開とは全く異なり、統治機構を除く琉球王府時代の諸制度が継続して用いられる「旧慣温存(存続)」(本稿では「旧慣存置」)政策の下に展開していった。それゆえ本稿において分析対象となる社会・制度は、「近代沖縄」期のそれではあるものの、「琉球近世」期の特性を色濃く帯びたものといえる。しかしながら、検討の対象は、沖縄の近代期だけに限定してはいない。本稿の問題意識を現代の社会的問題と連結させることが、本稿の問題意識をより鮮明にするという理由から、あえて現代の沖縄農村社会を舞台とした事例を検討対象として取り入れたところもある。

それでは、以下に本稿の検討対象の背景を説明しつつ、問題意識を明らかにしたい。

# (1)旧慣存置政策とその背景

近代沖縄の幕開けを特徴づける旧慣存置政策は、沖縄を近代国民国家日本へと包摂する過程においてとられた暫定的な措置であったが、同政策は、1879(明治 12)年の沖縄県の設置から 1903(明治 36)年の土地整理事業の完成によるその政策の実質的な終了までの約 24年間、沖縄県政・沖縄統治の基本方針として維持された。

もともと明治政府による琉球(沖縄)の日本への併合は、琉球が日清両属という独特の政治的位置にあったため、琉球の日本併合による大国・清との外交上の摩擦は必至であり、それゆえ併合について、その当初から政府内外にはその財政・外交にかかるコスト、琉球人差別を理由とした琉球処分反対論がある一方で、ヨーロッパ列強の脅威に対する国防という観点から琉球処分の推進論もあるといった状況であった¹。しかし、明治政府は、琉球処分を断行し沖縄併合を選択した。その直後に採用されたのが、旧慣存置政策であった。明治政府が、この旧慣存置政策を放棄し、沖縄を日本と同一の法制・政治制度をしくための一大改革を行なったのは、日清戦争の勝利によって清との琉球帰属問題が実質的に解消してからのことである。

沖縄において旧慣存置政策がとられている間、日本本土において、さまざまな近代的な法律が制定・施行されていたにもかかわらず、沖縄では、琉球王府時代の旧慣地方制度・旧慣租税制度・旧慣土地制度が改正されないまま継続するという状況にあったため、学制を除いて、

<sup>1</sup> 小熊英二『<日本人>の境界—沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで』 (新曜社、1998年)19~22頁参照。 徴兵令・地租改正条例・地方三法・登記法・国税徴収法は施行されず、また、民法のように施行された法律でも、部分的に施行されるものと施行延期となるものがあり、さらに旧商法・土地収用法など施行されてもほとんど実質的に機能しない法律もあるという事態が生じたのであった。結果的に明治政府は、いわば一国二制度的、あるいは法多元主義的ともいうべき政策を採用していたといえよう。もっとも、明治政府は、公式には沖縄の自治制も、植民地台湾や朝鮮の自治制すらも認めてはいなかったので、消極的な多元主義という方が近代沖縄の状況を表現しうると思われる。

旧慣存置政策の下では、沖縄社会に影響を与えるような改革は極力控えられ、旧慣諸制度が沖縄の政治、法制、経済を規定していた。しかしながら、この期間に全く制度改正が行なわれていなかったというわけではない。産業振興や農業生産水準を高めるために足枷となっていた旧慣は積極的に廃止されたし<sup>2</sup>、社会的な影響を抑えつつ漸進的に改革は進められた。本稿の一つの論点となる、村落慣習法の成文化は、旧慣を利用した統治政策の一環として行なわれたが、それによって新たに山林資源の維持管理のための村落内法が編み出されるなど、農民の村落自治に変化をもたらした。

### (2)沖縄県土地整理事業とその帰結

旧慣存置政策の実質的な終了が、1903 (明治 36)年の沖縄県土地整理事業の完成であったことは既に述べたが、この沖縄県土地整理事業とは、沖縄における地租改正事業に相当する一大プロジェクトであった。しかし、沖縄の旧慣土地制度が、あまりに日本の土地制度と異なっていたため、近代的な土地所有権が導入されても、日本本土のように、沖縄の旧来の土地利用形態が更新されるという状況にはなかった。とりわけ、本土において形成された、いわゆる「寄生地主」のような地主層は沖縄においては発生していない<sup>3</sup>。沖縄の農業生産力の極度の低位性ゆえに、近代的土地所有権の導入が、寄生地主の形成を刺激するような状況にはなかったことが原因の一つと考えられている。にもかかわらず、沖縄の零細農民は、そのような低い生産力段階のまま、土地整理事業以降には製糖業を通じて本格的に資本主義経済に包摂され、資本主義の重圧に曝されながら、移民と出稼ぎを析出していくことになる<sup>4</sup>。

こうした社会経済史的背景のなかで、近代的な私的所有権の確立は、従来は地割制によって土地が定期的に割替えられ配分されていたために土地を家産として所有することのなかった一般の沖縄の農民に、個人で所有する土地、すなわち私有財産をもたらすこととなった。そし

<sup>2</sup> 金城功『近代沖縄の糖業』(ひるぎ社、1985年)122頁参照。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 来間泰男「土地整理事業」『沖縄県史 第1巻』(1976年)430~431頁、石井啓雄/来間泰男『沖縄の農業・土地問題』日本の農業一あすへの歩み一106・107号(農政調査会、1976年)石井執筆部分「I 戦前期の沖縄の農業・土地問題」21頁頁以下、来間泰男『沖縄の農業一歴史のなかで考える一』(日本経済評論社、1979年)16~17頁、向井清史『沖縄近代経済史』(日本経済評論社、1988年)第VI章、原洋之介『北の大地・南の列島の<農>一地域分権化と農政改革』(書籍工房早山、2007年)76~77頁等参照。

<sup>4</sup> 石井/来間・前掲『沖縄の農業・土地問題』石井啓雄執筆部分13頁参照。

て重要なことは、私有財産の成立が、沖縄社会に慣習的な相続制度を形成したということである。その慣習的な相続制度は、沖縄独自の伝統と考えられている位牌祭祀の継承権と結びつけられて形成されたものであり、明治末期に一般に普及しはじめ、今日に至ってもなお沖縄全域に拡大し定着しつつある。本稿の考察の対象となる近代沖縄は、大まかには以上のような背景をもっていた。すなわち、近代沖縄の社会は、日本のなかに包摂されていながらも、日本社会とは異質な歴史経緯をたどって特有の制度や構造を生成してきたといえよう。近代日本社会と、近代日本の領有していた植民地との狭間におかれた、日本近代法制の限界地としての沖縄、これが本稿の基本的な問題意識である。

### 二 論点の確認

### (1)沖縄村落社会を認識すること

ところで、人類学・社会学をはじめとする非法学系諸分野の沖縄の農村社会、村落共同体に関する研究の多くは、その親族構造あるいは祭祀構造の解明に重点を置いて展開されてきた。その研究の成果は、日本本土の家連合・経済共同体としての「村」に対して、沖縄の村落社会における「家」の未確立、「家共同体(家連合)としての村」の欠如の発見であり、さらに沖縄の村落社会は、その政治的・経済的結合の弱さが強調され、一種の「祭祀共同体」として位置づけられている<sup>5</sup>。磯辺俊彦は、これをさらに推し進めて、沖縄の農村社会は、上部構造としての村落自治機構の欠落した、単なる相互扶助システムとしての下部構造だけの集落という見解を提示している<sup>6</sup>。すなわち、沖縄の農村社会は、地割制という旧慣土地制度に起因する平等性と、村落内相互扶助システムが、伝統的に村落民の生存を保障してきたといってよいであるう。

本稿においても、このような沖縄の村落社会認識を共有した上で、さらに沖縄の村落、土地制度、村落慣習法とそれにまつわる規範的現象を再構成し、近代法体系への包摂によって引き起こされた沖縄社会の変容、村落の共同性に焦点をあてて解明する。

### (2) 旧慣土地制度について

沖縄農村社会のこうした特質は、地割制の旧慣土地制度と密接に関わっている。地割制とは、ごく単純化していうと、耕地の大部分を村落共有地とし、定期的に村落民に割替えと配分を行なう土地制度である。

地割制をめぐる議論には、それがいつ始まったのかという起源の問題がある。1609 年の薩摩 侵入以前、すなわち古琉球の時代から存在していたとする説と、薩摩侵入以降、薩摩から導

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 中根千枝「南西諸島の社会組織 序論」民族学研究第27巻第1号(民族学協会、1962年)、 東京都立大学南西諸島研究委員会編『沖縄の社会と宗教』(平凡社、1965年)、比嘉政夫 『沖縄の門中と村落祭祀』(三一書房、1983年)等参照。

<sup>6</sup> 磯辺俊彦「家族制農業の存在構造―現代の危機を軸として国際比較の視座を考える」村 落社会学会編『村落社会研究第28集』(御茶の水書房、1992年)

入されたとする説の二つに分けることができる。地割制は、土地の共有、定期的な割替えと配分という点ではどの地域も共通するが、割替対象地、割替えまでの期間などその内容については地域差が著しい。地割制が1903年の土地整理事業によるその廃止まで沖縄のほぼ全域にわたって行われていたこと、また地割制の地域差が著しいということからみて、地割制が、王府の政策によって画一的に推進された制度と考えるよりも、恐らく古琉球に遡るような土地慣行であったものが、薩摩侵入を契機とした「近世琉球への転換」<sup>7</sup>以降、王府の統治機構の一つとして包摂され制度化されたと考えた方が良いというのが筆者の見解である。こう考えるには、もう一つ理由がある。沖縄本島北部において昭和30年代までみられた、入会山における焼畑慣行の問題である。この山林の焼畑慣行は、共有地で開かれ、人頭割によって均等な割替えと配分を行なうという特徴を持ち、その所有・利用形態は、古い焼畑経営方式が保持されたものと考えられている。この焼畑地は、広大な面積を占めていたにもかかわらず、王府時代から無税とされていたので、地割制の成立が貢租の均分負担にあったとする説明では、この割替制焼畑慣行を十分に説明できないことになる。このような特徴を持つ地割制度もまた論点の一つである。

# (3) 旧慣諸制度改革の前提条件としての土地整理事業

琉球処分以来の旧慣存置政策下においても部分的には改革が行なわれていたことは上にも述べた。それゆえ、沖縄県土地整理事業には、旧慣存置政策を放棄するための旧慣諸制度改革の総決算として重要な意義があった。この事業は、たんに旧慣土地制度ならびに旧慣租税制度の改正にとどまるものではなく、旧慣地方制度を含む旧慣諸制度を一掃し、沖縄県を日本本土と同一の法制・政治制度の下に包摂するための一大プロジェクトであった。

これまでの沖縄近代史研究における旧慣存置期ならびに土地整理事業研究は、主として政治史や経済史の観点から行なわれてきた。その通説的な見解よれば、土地整理事業は、直接的には沖縄県土地整理法に基づき土地の私的所有権を認定し、地租を徴収するための地価の決定を目的とするものであると同時に、沖縄を日本資本主義に組み込み、また「日清戦後経営」の影響の一環として、旧慣に由来する収奪体系を代替する新しい収奪体系を確立するものとして位置付けられてきた<sup>8</sup>ということができる。

たしかに沖縄県土地整理事業は、日清戦争後の財政赤字下に推進された「日清戦後経営」計画の時期と重なってはいるが、しかし土地整理事業を「日清戦後経営」費用のための歳入不足を補うために行なわれた増税の一環、あるいは、琉球王府統治制度に由来する旧慣に基づく「収奪体系を、「近代的」に再編強化」するための事業という議論は、本稿の論点とは重ならない。

沖縄県土地整理事業を、旧慣存置政策においても漸進的に行なわれていた旧慣制度改革

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup>「近世琉球への転換」については、高良倉吉『琉球王国の構造』(吉川弘文館、1987年)250 ~256頁参照。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 西原文雄「「土地整理」に関する一考察」(1970年)同『沖縄近代経済史の方法』(ひるぎ社、1991年)24頁、あるいは『沖縄県史 第3巻 各論編2』(1972年)における田港朝昭・執筆部分(第4章第1節「『戦後経営』と沖縄」ならびに第2節「土地整理事業」)など参照。

の総決算として位置づけて考えることが本稿の議論の出発点となる。というのも、この事業の完成により、琉球王国時代から継続してきた旧慣土地制度・租税制度は解体され、さらに旧慣地方制度解体の条件が整えられて、沖縄県の日本本土との法制的・政治的・経済的な制度統合が進展したのであり、沖縄社会に本格的な変容の契機がもたらされたからである。しかしながら、この変容の契機は、従来の沖縄社会の歴史的経緯に規定され、沖縄社会を短期間のうちに根本から再編することはなかった。

これまでに述べた問題意識の下に、本稿では、主に、1879年の沖縄県の設置から1903年の土地整理事業の完成までの旧慣存置期の沖縄の社会を対象にして、村落社会・村落慣習法・土地制度を法現象・規範現象として捉え記述・分析する。具体的には、沖縄の村落共同体、旧慣土地制度、旧慣存置政策、沖縄県土地整理事業を論点として取り上げ、近代法制度への沖縄社会の包摂がどのような影響をもたらしたのか、近代の社会変動に直面した沖縄の村落社会が、いかなる対応を示したのかという点から考察をすすめていく予定である。

こうした研究は、法学という分野では極めてマイナーな研究で、下手をすれば法学ではないというように映るであろう。しかしながら、日本の近代社会のみならず近代国民国家においては、法制度は、フィクションとして全く同一で等質に機能するということが前提となるはずが、沖縄は日本の近代法制度の及ぶ限界地であったために一今日もなお、ある意味では日本の法システムの限界地であるかもしれないが一、近代沖縄社会は、日本に包摂され、大日本帝国憲法の及ぶ領域であったにもかかわらず、そうした前提を仮構することができない状況におかれていた。この沖縄という日本のなかの近代法制度の限界地の歴史を記述・分析することによって、沖縄にとって近代とはどういう時代であったのか、また近代法とは何であるのかということを描き出すと同時に、そこにとどまらず近現代の日本の法と社会のあり様、さらには近代的な法制度のあり様を照射する手がかりを得ること、これが筆者の研究上の課題である。